

令和 2 年度

広島県安芸郡熊野町

熊野町平成30年7月豪雨被災誌作成業務

仕 様 書

広島県安芸郡熊野町

熊野町平成30年7月豪雨被災誌作成業務仕様書

1 業務名

熊野町平成30年7月豪雨被災誌作成業務

2 目的

平成30年7月豪雨により、本町では、12名の尊い命が犠牲となり、町内各地で土石流や河川の氾濫により、町内各地で住宅や道路などに大きな被害が発生した。

この豪雨災害で得た教訓を後世に伝承するための一つの手段として、被害の状況、被災者やボランティアなどの体験談、復興に向けた取組などを掲載する被災誌を作成する。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

4 業務の概要

(1) 基本コンセプト

熊野町平成30年7月豪雨被災誌は、二度と災害による犠牲者を出さない災害に強いまちづくりを進める上で、平成30年7月豪雨で得た教訓を後世に伝承するため、被害状況を映した写真や被災者やボランティアなどの体験談を主として編纂し、読み手の防災意識の向上に繋がるものとする。

(2) 基本構成

- ① 表紙
- ② あいさつ（町長、町議会議員）（2ページ程度）
- ③ 町の災害の歴史（2ページ程度）
- ④ 平成30年7月豪雨における町内の被害状況（40ページ程度）
- ⑤ 体験談（被災者、消防団員、避難所運営者、ボランティア、対口支援（三重県）市町職員等）（30ページ程度）
- ⑥ 復旧の状況と町の将来（10ページ程度）
- ⑦ 裏表紙

(3) 業務内容

- ① 被災誌全体の企画、デザイン、レイアウト
 - ア 読み手の防災意識を高める被災誌とするため、被災誌作成に係る企画立案、方向性の検討等に対するサポートを行うこと。
 - イ 被災誌は、写真、イラスト等を中心に、視覚に訴える編集とする

こと。

ウ 校正は3回以上行うこと。(内容によっては、町と受託者が適宜協議のうえ、修正を行うこと。)

- ② 原稿作成(写真撮影・収集、図表・イラスト等の作成、文章作成)
 - ア 写真撮影・収集等の取材については、町と共同して行うほか、必要に応じて受託者において行うこと。受託者が行う場合において、写真撮影・収集等に必要な取材交渉については、町から関係者に対して協力を依頼することは可能である。
 - イ 取材等により収集した写真及び文章等について、被災誌全体のレイアウトを勘案しつつ、必要な編集及び校正をして原稿を作成すること。
- ③ 印刷製本(被災誌の製版、印刷、製本)
- ④ 電子データ作成(PDFデータ、写真データ)
- ⑤ その他被災誌作成にあたり必要な業務

5 成果品

本業務の成果品については、次のとおりとし、納品は、熊野町住民生活部防災安全課とする。

- (1) 被災誌
 - ① 部数 300部
 - ② 形状 A4版縦長 80頁程度(表紙・裏表紙を除く。)
 - ③ 印刷 フルカラー
- (2) ホームページ掲載用PDFデータ CD又はDVD 2枚
- (3) 写真データ(JPEGデータ) CD又はDVD 2枚
- (4) その他担当者が指示する本業務遂行に係る書類等

6 その他

- (1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するために、逐次、担当者と打ち合わせを行わなければならない。

また、本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務遂行上必要と認められるものについては、担当者と協議のうえ決定すること。
- (2) 本業務には、十分な経験と知識を有する者に配置すること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の遂行上個人情報を取り扱う場合は、熊野町個人情報保護条例(平成17年熊野町条例第11号)、その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱うこと。
- (5) 本業務の成果品等の所有権及びすべての著作権は、町に帰属するものであることから、受託者において必要な手続きを行うこと。

- (6) 本業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに担当者が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。